

「技能実習法に係る中部地区地域協議会（第8回）」の開催について

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等をはかることを目的とし、下記のとおり協議会を開催します。

記

1．開催日時：令和7年6月20日（金） 13：30～15：30 Web開催

2．協議会構成員

愛知労働局・静岡労働局・岐阜労働局・三重労働局・福井労働局・石川労働局・富山労働局
名古屋出入国在留管理局・関東農政局・北陸農政局・東海農政局・中部経済産業局・中部地方整備局・北陸地方整備局・中部運輸局・愛知県警察本部・静岡県警察本部・岐阜県警察本部・三重県警察本部・福井県警察本部・石川県警察本部・富山県警察本部・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・福井県・石川県・富山県・外国人技能実習機構名古屋事務所・外国人技能実習機構富山支所

3．協議事項等

- ・中部地区における技能実習制度の現状、課題等
 - ・中部地区における令和7年度の技能実習制度適正化のための取組方針等
- 本協議会の資料は、開催後、取組方針を除き原則公開する予定です。

【労使団体等からの意見を募集します】

内 容：技能実習制度に関すること、本協議会に関すること

募集期間：令和7年6月2日（月）必着

提出様式：任意の様式による

提出先：愛知労働局 労働基準部 監督課（名古屋市中区三の丸2 - 5 - 1 合同庁舎2号館2階）又は 愛知労働局 職業安定部 訓練課（名古屋市中区錦2 - 14 - 25 ヤマイチビル13階）へ郵送により提出

- 1）意見書は、提出される団体名以外の個人情報に記載せず、A4（12～14ポイント）で10ページ以内としてください。
- 2）提出された意見書は、協議会の資料とさせていただき、各構成員に共有いたします。
- 3）提出された意見書について、公開の可否も併せてお知らせください。